

総社市告示第118号

総社市新型コロナウイルス感染症対応融資支援補助金交付要綱（令和2年総社市告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助金額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、融資等の契約日から3年間（事務所を市外に移転した場合、又は事業を廃止した場合は、その日までの間）の融資等に係る利子及び信用保証料（延滞利子を除く。<u>以下同じ。</u>）に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体等から同様の趣旨による補助金等の交付を受ける場合は、当該交付金額を除いた額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第11条 略</p> <p><u>(信用保証料の返戻の届出)</u></p> <p>第12条 補助決定者は、<u>融資等の繰上償還等により保証協会から信用保証料の全部又は一部の返戻を受けたときは、返戻届出書に保証協会から発行される返戻額が確認できる書類の写しを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(補助金額等)</p> <p>第5条 補助金の額は、融資等の契約日から3年間（事務所を市外に移転した場合、又は事業を廃止した場合は、その日までの間）の融資等に係る利子及び信用保証料（延滞利子を除く。）に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体等から同様の趣旨による補助金等の交付を受ける場合は、当該交付金額を除いた額とする。</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第11条 略</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第12条 略</p>

改正後	改正前
<p><u>(補助金の返還)</u></p> <p><u>第14条</u> 市長は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、当該事由に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p><u>(1) 補助決定者が、保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合</u></p> <p><u>(2) 前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第15条</u> 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）の定めるところによる。</p>	<p>(その他)</p> <p><u>第13条</u> この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、総社市補助金等交付要綱（平成17年総社市告示第6号）の定めるところによる。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。